

福 議 委 号
令和3年8月30日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男



所管事務調査報告書の提出について

令和3年6月21日福島町議会定例会6月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第148条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	3 福島町社会福祉協議会の財政健全化計画について
調査期間	令和3年8月25日
出席委員	委員長 佐藤 孝男 副委員長 藤山 大 委員 小鹿 昭義 委員 溝部 幸基
欠席委員	委員 平沼 昌平 委員 平野 隆雄
出席説明員	町長 鳴海 清春 副町長 工藤 泰 町民課長 村田 洋臣 福祉課長 小鹿 浩二 町民課長補佐 山下 貴義
議会事務局職員	事務局長 鍋谷 浩行 係長 福井 理央 主査 中島 和俊

[委員会意見]

調査事件 3 福島町社会福祉協議会の財政健全化計画について

(令和3年8月25日調査)

社会福祉協議会に対する町の財政支援については、令和2年2月の本委員会の調査において、法人としての自助努力と町との連携を前提に、財政健全化に向けた町支援に理解を示したところである。

この度、町より協議会の令和2年度決算・3年度予算に基づく関係資料が提出され、調査したので調査結果を報告する。

【論点とした調査項目・意見】

今回提出された資料により、協議会の決算状況等については一定の理解をしたが、示された資料からは経営健全化に向けた検証・取り組みが不十分で、改善の余地・可能性があると推察される。

資料では協議会の令和2年度決算状況から、安定的な運営を確保するため、当初予算に計上している支援補助金800万円に加え200万円を追加補正するとしているが、社会福祉法人としての自主性・自立性を充分確保する事が必要不可欠で、平成12年の介護保険事業導入後、協議会の自主財源として「会員の会費」「共同募金の配分金」「受託事業収益」と合わせ「介護保険事業の収益」を組み込むことで持続可能な法人運営に努めることが基本原則とされており、町支援補助金・委託事業等についても、協議会経営健全化の視点に沿って詳細に検討し要綱等に規定すべきものと思慮する。

現状では追加支援することで健全化に向けた主体的意欲を削ぐ結果にもなりかねず、まずは協議会において経営健全化計画の見直しと、自主財源の確保に向けた取り組みを再検討、強化し、町において内容の検証を行う必要があると思慮することから、町、協議会において以下の点を踏まえて充分協議・検討するとともに、今回の補正計上について再考される事を強く望む。

1 経営健全化への取り組みについて

(1) 自主財源確保に向けた対策

① 賛助会員の積極的募集

令和3年度から町内会員からの会費値上げにより、年間300千円の増収となる見込みとのことであるが、活動の主旨・厳しい現状を詳細に説明し、新たに町内法人・有志等の理解を頂きながら、賛助会員を募り会費納入していただく取り組みを再検討願いたい。

② 各種団体・事業等への助成金・負担金

老人クラブ・身体障がい者・遺族会等への助成金、敬老会等への事業負担金については、経営健全化として町支援補助金が交付されている状況を踏まえ、町と共に再検討願いたい。

③介護保険事業の収益確保

介護事業を取り巻く環境は大きく変動し、過疎少子高齢化が急激に進み、対象者が減少する状況下であり、抜本的に介護事業の在り方を検証しなければならないと思慮する。

- ・各事業の現況分析と今後の推察
- ・恒常的に収益が確保されていない居宅介護支援事業の検証
- ・介護事業サービス利用者の積極的確保対策
- ・人的体制整備（専門的人材の育成：ヘルパー・ケアマネージャー・社会福祉士等）

④事務局人件費の会計処理

正職員2名の人件費を全額法人運営部門に計上しているが、現実的には、町受託事業や介護保険事業の業務も担当していることから、業務割合に応じて人件費を振り分け計上し、適切な現況分析が可能となるよう検討されたい。

⑤人件費抑制の実態把握

昇給停止・賞与減額等によって、人件費の抑制を図っているとの説明であるが、正規の人件費に関する資料が示されておらず、削減効果を比較検討できないので、資料を整理し提示するよう指摘する。

(2) 役職員意識の醸成

厳しい経営環境の変化に対応する役職員の意識の醸成・情報共有が重要であり、早急に取り組むべき課題と思慮する。（現況分析、課題設定、研修計画等）

(3) 活動の周知

協議会の目的・役割・活動内容等が、町民から充分理解されていない。
会費は町内会から納入されているが、町民の会員意識は希薄であり、あらためて周知活動を徹底すべきと思慮する。

- ・HPの有効活用（現状は決算中心 → 日々の具体的な活動の紹介等）

(4) 町支援補助金・委託事業等の在り方

協議会は、社会福祉法人として自主財源を確保し持続可能な事業を継続・運営することが原則であり、町は、協議会の自主性・主体性に配慮しつつ、連携を強化し、指導・助言する立場にあります。

町支援補助金・委託事業等については、協議会経営健全化の視点に沿って詳細に検討し、交付の根拠となる要綱等を早急に整備されたい。